

令和5年3月28日

各 部 長 殿
各 所 属 長

長野県警察本部長

長野県警察における110番映像通報システム運用管理要領の改正について（通達）

110番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン等を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な映像又は画像の送信を求めることが可能となる110番映像通報システムについては、「長野県警察における110番映像通報システム運用管理要領の制定について」（令和4年9月30日付け通指発第792号。以下「旧通達」という。）に基づき試行運用を実施しているところであるが、この度、同システムの運用が本実施されることに伴い、「長野県警察における110番映像通報システム運用管理要領」を別添のとおり改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、引き続き同システムの効果的かつ適正な運用管理を図られたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担 当：通信指令課（企画指導係）

別添

長野県警察における110番映像通報システム運用管理要領

第1 目的

この要領は、110番通報その他の緊急通報を行った者に対し、スマートフォン又はタブレット端末を用いて、事件・事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な映像又は画像の送信を求めることが可能となる110番映像通報システム（以下「本システム」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、本システムの効率的かつ適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 準拠

本システムの実施については、「110番映像通報システム運用管理要領の改正について（通達）」（令和5年3月23日付け警察庁丙生企発第10号ほか）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 110番通報等

110番通報その他の緊急通報をいう。

2 通報者

110番通報等を行った者をいう。

3 映像通報

通報者又は警察職員が、本システムを用いて地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に対して映像又は画像を送信することをいう。

4 映像等ファイル

映像通報に用いられた映像データ又は画像データを保存したデータ情報をいう。

5 受理端末

本システムの一部として通信指令課に設置された次の端末装置をいう。

(1) 映像通報の受理を行うためのタブレット型端末装置

(2) 映像通報の受理、統計処理等を行うためのノート型端末装置

6 アクセスコード

本システムへのアクセスを認証するために入力する文字列をいう。

7 事案情報

各映像通報に関する情報と映像等ファイルを関連付けて保存したデータ情報をいう。

第4 運用管理体制

1 本部運用管理責任者

- (1) 警察本部に本部運用管理責任者を置き、地域部通信指令課長をもって充てる。
- (2) 本部運用管理責任者は、警察庁に置かれた警察庁運用管理責任者及び警察庁システム管理責任者と連絡を密にし、警察本部における本システムの効率的かつ適正な運用及び管理に係る企画、指導、調整その他必要な事項（4に定める本部システム管理責任者の行う事項を除く。）を行う。

2 本部運用管理者

- (1) 警察本部に本部運用管理者を置き、地域部通信指令課員のうち警部補以上の者をもって充てる。
- (2) 本部運用管理者は、本部運用管理責任者の任務を補佐するとともに、本部運用管理責任者の下、受理端末の運用及び管理（5に定める本部システム管理者の行う事項を除く。）、映像通報の受理に係る指揮、統計処理等を担当する。

3 本部受理担当者

- (1) 警察本部に本部受理担当者を置き、地域部通信指令課員をもって充てる。
- (2) 本部受理担当者は、映像通報の受理を担当する。

4 本部システム管理責任者

- (1) 関東管区警察局長野県情報通信部（以下「長野県情報通信部」という。）に本部システム管理責任者を置き、機動通信課長をもって充てる。
- (2) 本部システム管理責任者は、警察庁システム管理責任者の指示に基づき、本システムの維持管理上必要な事項を行う。

5 本部システム管理者

- (1) 長野県情報通信部に本部システム管理者を置く。本部システム管理者は、本部システム管理責任者が指名する。
- (2) 本部システム管理者は、本部システム管理責任者の任務を補佐するとともに、本部システム管理責任者の下、通信指令課に設置される受理端末の維持を担当する。

第5 運用

1 映像通報の受理

- (1) 本部受理担当者は、110番通報等の受理中において、通報内容から映像通報を求める必要があると認めたときには、通報者に対し、映像通報に係る各種留意事項について説明し、同意を得た上で、映像通報を依頼することとする。
- (2) 本部受理担当者は、映像通報が開始された後、通報者に対し、撮影する対象、範囲等を伝え、映像通報を継続する必要性がなくなったときに、映像通報を終了することを伝えることとする。

2 警察職員による映像通報の利用

警察職員は、原則として、初動警察活動に必要な範囲内で映像通報を行うことができることとする。

3 受理体制の確保

(1) 本部運用管理責任者は、警察庁運用管理責任者が通知した運用停止期間その他やむを得ない事情がある場合を除き、常時、映像通報が受理できるよう本システムを運用及び管理しなければならない。

(2) 本部システム管理責任者は、警察庁運用管理責任者が通知した運用停止期間その他やむを得ない事情がある場合を除き、常時、映像通報が受理できるよう本システムを維持しなければならない。

4 運用状況の管理

本部運用管理責任者は、通信指令課に設置された受理端末の運用状況を適切に管理しなければならない。

第6 管理

1 情報セキュリティの確保

(1) 本部運用管理責任者及び本部システム管理責任者（以下「本部運用管理責任者等」という。）は、本システムの情報セキュリティを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

(2) 情報セキュリティインシデントに係る被害を防止するなど情報セキュリティを確保するため必要があると認めたときは、アクセスコードによる認証機能を適用することができる。

2 端末の操作

本部運用管理責任者等は、別に定めがある場合を除き、本部運用管理者、本部受理担当者及び本部システム管理者（以下「本部運用管理者等」という。）以外の者に受理端末を操作させてはならない。

3 システム障害等認知時の報告

本部運用管理責任者等は、本システムの障害等を認知した場合は、速やかに警察庁運用管理者等に報告しなければならない。

第7 情報セキュリティ等

1 情報セキュリティ

本システムにおける情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、本要領及び本要領に基づく細則並びに警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）等警察情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号）及び当該訓令に基

づいて定められた情報セキュリティに関する事項に定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

本システムにおいて取り扱うことのできる「長野県警察における情報セキュリティに係る管理体制について」（令和4年2月22日付け情管発第133号ほか）に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

3 事案情報の取扱い

(1) 事案情報は、法令に基づく場合を除き、原則として当該事案情報に係る初動警察活動又は統計処理に必要な範囲内で使用することとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
110番映像通報システム	2（中）	2（高）	1（低）

(2) 事案情報は、長野県個人情報保護条例、長野県情報公開条例等に則り、適切に取り扱わなければならない。

4 映像等ファイルの自動削除

映像等ファイルは、取得した日の翌日から起算して7日間を経過した後に自動的に削除することとする。ただし、法令に基づく開示要請があった場合、違法行為があった場合その他特別の理由のある場合は、映像等ファイルを外部記録媒体に保存することができることとする。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、本システムの運用管理に関し必要な事項は、本部運用管理責任者が別に定める。